（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その８　４か月～５日契約〕

（単位：円）

車種	保険期間	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用	9,120	8,090	7,060	6,020	
	自家用	8,450	7,590	6,720	5,850	
営業用乗用自動車	個人を除く	10,920	9,440	7,960	6,470	
	個人	10,920	9,440	7,960	6,470	
自家用乗用自動車	最大積載量が２トンを超えるもの	8,950	7,960	6,970	5,980	
	最大積載量が２トン以下のもの	5,620	5,470	5,310	5,150	
普通貨物及び小型貨物自動車（けん引車）	営業用 最大積載量が２トン以下のもの	7,800	7,100	6,390	5,690	
	営業用 最大積載量が２トンを超えるもの	8,950	7,960	6,970	5,980	
	自家用 最大積載量が２トン以下のもの	7,800	7,100	6,390	5,690	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	6,120	5,840	5,550	5,270	
	自家用	6,120	5,840	5,550	5,270	
小型二輪自動車	検査対象車	5,330	5,250	5,160	5,070	
	検査対象外車	5,490	5,360	5,240	5,110	
軽自動車	検査対象車					
	検査対象外車					
原動機付自転車						
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,030	5,020	5,010	5,000	
緊急自動車		5,050	5,030	5,020	5,000	
商品自動車	(ｲ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ﾛ) 小型二輪自動車 検査対象車	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ﾊ) 軽自動車 検査対象車	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ﾊ) 軽自動車 検査対象外車	5,080	5,060	5,050	5,030	5,020
特種用途自動車	(ｲ) 霊きゅう自動車	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ﾛ) 教習用自動車	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ﾊ) a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）	5,340	5,260	5,170	5,080	
	(ﾊ) b 小型二輪自動車	5,020	5,010	5,000	5,000	
	(ﾊ) c 軽自動車 検査対象車	5,020	5,010	5,000	5,000	
	(ﾊ) c 軽自動車 検査対象外車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車						

（3）沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～５３か月契約〕

（単位：円）

車種	保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用								
	自家用								
営業用乗用自動車	個人を除く								
	個人								
自家用乗用自動車	最大積載量が２トンを超えるもの								
	最大積載量が２トン以下のもの								
普通貨物及び小型貨物自動車（けん引車）	営業用 最大積載量が２トン以下のもの								
	営業用 最大積載量が２トンを超えるもの								
	自家用 最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								
	自家用								
小型二輪自動車	検査対象車								
	検査対象外車	5,840							
軽自動車	検査対象車								
	検査対象外車	5,660							
原動機付自転車									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									
緊急自動車									
商品自動車	(ｲ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）	13,420	13,290	13,150	13,020	12,880	12,750	12,610	12,480
	(ﾛ) 小型二輪自動車 検査対象車	5,760	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690	5,680	5,670
	(ﾊ) 軽自動車 検査対象車	6,010	5,990	5,970	5,960	5,940	5,920	5,910	5,890
	(ﾊ) 軽自動車 検査対象外車	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,780	5,760	5,750
特種用途自動車	(ｲ) 霊きゅう自動車								
	(ﾛ) 教習用自動車								
	(ﾊ) a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）								
	(ﾊ) b 小型二輪自動車								
	(ﾊ) c 軽自動車 検査対象車								
	(ﾊ) c 軽自動車 検査対象外車	20,150							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									
検査対象外被けん引軽自動車		5,130							

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

２．離島とは、本土（北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

（注）本表は、沖縄県のうち（4）の表（注）２に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。